

小諸市まち・ひと・しごと創生総合戦略について

企画課

1 小諸市まち・ひと・しごと創生総合戦略について

本戦略は、「まち・ひと・しごと創生法」第10条に基づき、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」及び県の「しあわせ信州創造プラン3.0」を勘案し、少子高齢化・人口減少が急速に進む社会情勢においても、本市の地域資源を活かしながら地方創生を実現するため、目標や具体的な施策を示すものです。

また、国から各種地方創生交付金の支援を受けるためには、市町村において本戦略の策定が必要とされています。

2 小諸市における総合戦略の策定

(1) これまでの経過

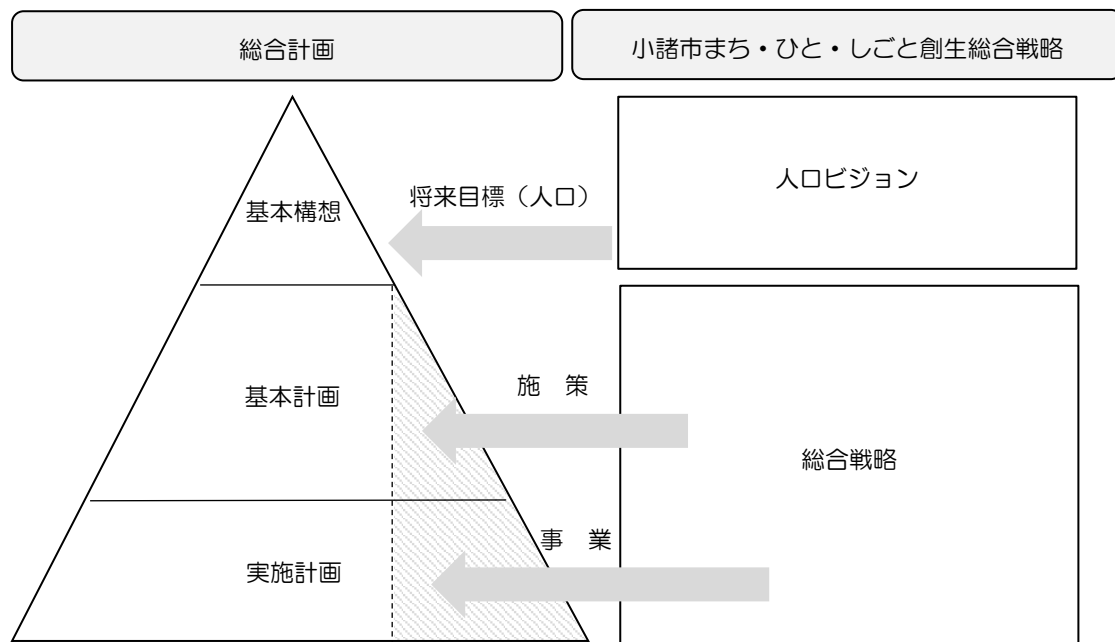
平成27年10月	第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定。 計画期間（5年間）：平成27年度～平成31（令和元）年度
令和2年3月	令和元年度第3回総合計画審議会において、第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略を1年間延長することについて、承認。 計画期間（6年間に変更）：平成27年度～令和2年度
令和3年3月	第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定。 計画期間（4年間）：令和3年度～令和6年度
令和6年9月～ 令和6年10月	国のデジタル田園都市国家構想総合戦略、第12次基本計画、実施計画をもとに、企画課・日本生産性本部で素案を作成し、各部署において内容の確認、追加修正を実施。

(2) 策定の方針

- ・総合計画との整合を図り、策定に係る負担の軽減と指標の統一的な管理を行うため、第12次基本計画の策定後に作業を進め、地方創生に関する部分について、基本計画、実施計画から取組や目標を抽出し、令和6年度中に計画を策定します。
- ・総合戦略の計画及び目標値等は基本計画を抜粋したものであるため、総合計画審議会への報告を行った上で策定します。

3 小諸市総合計画との関係

総合戦略の施策は基本計画の施策の一部とし、具体的な取り組みは実施計画の事業の一部とします。また、総合戦略は、現行の基本計画・実施計画と一体的に運用します。



4 計画期間

総合計画策定後に総合戦略を策定するため、計画期間を令和7年度から令和10年度の4年間とします。



5 評価

総合戦略の各基本目標の内容は、基本計画、実施計画から抽出されており、本市の総合計画におけるPDCAサイクルの中で評価を行います。各部署、政策会議、総合計画審議会の順に評価を行い、決算議会へ成果説明書として提出します。